

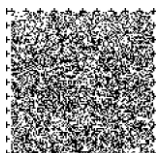
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、昨年度策定した「中央市 第2次障がい者計画」との整合性をとるため、当該計画の基本理念を踏襲し、“障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現”として、障がいのある人の自立した地域生活を支援することを目指し、事業を実施します。

#### 【基本理念】

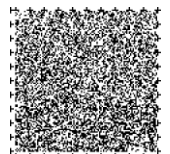
「障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、  
ささえあいの地域の中で、  
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現」



## 2 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的な考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、国の方針等を踏まえ、次の方針のもと計画を進めます。

<b>(1) 必要な訪問系サービスの保障</b>
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図ります。
<b>(2) 希望する障がいのある人などへの日中活動系サービスの保障</b>
希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。
<b>(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備</b>
地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。 また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。
<b>(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進</b>
就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。
<b>(5) 相談支援体制の充実</b>
障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのために、サービスの支給決定前に利用計画を作成できるよう体制整備を進めていきます。
<b>(6) 障がい児支援体制の整備</b>
障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備を進めます。



### 3 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、本市の状況に応じた障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業 及び 障がい児支援が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施していきます。

#### 【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】

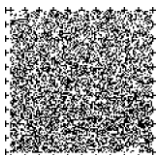
指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	地域生活支援事業	必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
	日中活動系サービス	① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援（A型） ⑥ 就労継続支援（B型） ⑦ 就労定着支援 <b>【新規】</b> ⑧ 療養介護 ⑨ 短期入所（福祉型） ⑩ 短期入所（医療型）		任意事業	① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑤ 施設入浴サービス事業
	居住系サービス	① 自立生活援助 <b>【新規】</b> ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援			
相談支援	① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援				

#### 【児童福祉法に基づくサービスの体系】

障がい児支援・ 障害児通所支援・ 障害児相談支援	① 児童発達支援
	② 医療型児童発達支援
	③ 放課後等デイサービス
	④ 保育所等訪問支援
	⑤ 居宅訪問型児童発達支援 <b>【新規】</b>
	⑥ 障害児相談支援

#### 【中央市独自事業】

① 身体障害者就職支度金給付事業
② 身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成
③ 障害者情報バリアフリー化事業
④ 介助用自動車購入等助成事業
⑤ ヘルプカード配布事業



## 4 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第5期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる5項目について、それぞれ平成32年度を目標年度とする成果目標を設定します。

### (1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

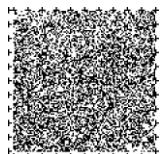
福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき平成32年度における数値目標を設定します。

#### ■第5期計画の成果目標の設定

##### 【国の基本指針】

- 施設入所者の地域移行：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減：平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

項目	第5期 目標値	考え方
平成28年度末時点 の入所者数 (A)	22人	平成28年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	21人	平成32年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	2人	平成28年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	9.1%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	1人	平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
	4.6%	削減割合 (A-B/A)



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【新規】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるための精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

### ■第 5 期計画の成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

○協議の場の設置：市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備

項 目	第 5 期 目標値	考 え 方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議 * 中央市内においても高齢者福祉等の関係部署と連携して、重層的な協議に努め、地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、取り組んでいきます。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

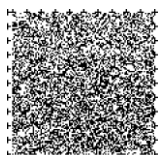
地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

### ■第 5 期計画の成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

○障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備

項 目	第 5 期 目標値	考 え 方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

##### ■第 5 期計画の成果目標の設定

###### 【国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労への移行：平成 28 年度実績の 1.5 倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加：平成 28 年度末の実績から 2 割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上に
- 就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率：就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする

###### ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	第 5 期 目標値	備考
平成 28 年度末時点の年間移行者数	2 人	平成 28 年度の移行実績
【目標値】平成 32 年度末時点の年間移行者数	3 人	平成 28 年度実績の 1.5 倍以上

###### イ) 就労移行支援事業利用者数の増加

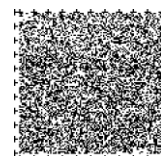
項目	第 5 期 目標値	備考
平成 28 年度末時点の利用者数	5 人	平成 28 年度の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成 32 年度末時点の利用者数	6 人	平成 28 年度末の実績から 2 割以上増加

###### ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3 割以上の事業所が 5 割以上

項目	第 5 期 目標値	数値目標設定の考え方
市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数	1 か所	国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合を 5 割以上とする

###### エ) 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

項目	第 5 期 目標値	数値目標設定の考え方
各年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80% 以上	国の基本指針に基づき、各年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とする



(5) 障がい児支援の提供体制の整備 **【新規】**

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

■第 1 期計画の成果目標の設定

**【国の基本指針】**

- 障がい児発達支援センターの整備  
：平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築  
：平成 32 年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備  
：平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置
- 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備  
：平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置
- 医療的ケア児のための協議の場の設置  
：平成 30 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置

ア) 障がい児発達支援センターの整備

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議

イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第 1 期 目標値	考え方
体制の構築	1 か所	体制は構築済みのため、提供できる体制の維持

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議

オ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成 30 年度末までに関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも 1 名配置します。

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議

